

教保体第250-1号
令和2年5月22日

各県立高等学校長 }
県立伊奈学園中学校長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

学校再開に向けた感染防止対策について（通知）

新型コロナウイルス感染症の対策について、適切な対応や学校運営上の工夫をいただいていることに感謝申し上げます。

令和2年4月28日付け教高指第240号のとおり、5月31日（日）まで休業期間としておりましたが、6月1日（月）から分散登校等の方法により、段階的に実施可能な教育活動を再開することになりました。

長期にわたっての臨時休業に際し、生徒はもちろん保護者においても、様々な不安を抱えていることが懸念されます。特に、学校の教育活動を再開するにあたっては、生徒及び教職員の感染リスクを可能な限り低減することが必要です。

そこで、学校再開にあたり、下記のとおり学校の衛生管理の観点から「彩の国新しい学校生活5つの安心宣言」とそれに伴う「学校再開後の場面ごとの対策」を作成しました。各学校におかれましては、教職員に周知するとともに、場面ごとに応じた適切な衛生管理指導を徹底していただくようお願いいたします。

なお、健康観察カードにつきましては、生徒の健康観察にご活用ください。

記

1 彩の国 新しい学校生活 5つの安心宣言

新型コロナウイルス感染症の防止対策として、学校再開に向けての準備とともに、再開後の対策として、特に教職員に対して徹底すべき5項目をピックアップしました。別紙1について、教職員への周知と理解に努めていただきますようお願いいたします。

2 学校再開後の場面ごとの対策

「彩の国新しい学校生活5つの安心宣言」を受けて、生徒への感染予防に係る指導事項を、登校時から下校時まで時系列でまとめました。生徒が安心・安全に学校生活を送れるよう、別紙2を先生方の指導の工夫と準備の参考にご活用ください。

3 健康観察カード（児童生徒用）（教員用）

新型コロナウイルス感染拡大の防止に関しては、登校時の健康観察の徹底が不可欠です。家庭での検温と健康観察を徹底していただき、生徒及び同居家族の健康観察と担任の確認用に、別紙3-1及び3-2の「健康観察カード」をご活用ください。

(参考)

令和2年5月22日付け教高指344号通知「県立学校版 学校再開に向けたガイドライン（新型コロナウイルス感染防止対策）～Ver.1～」について併せてご確認ください。

I 感染症対策の徹底について P3～P7

III-1 教育活動の留意点について（中学校・高等学校） P10～P16

担当 保健体育課 健康教育・学校安全担当

遠井 学

電話 048-830-6964